

区役所での主な手続き

清田区役所 ☎889-2400 (代表)

住民票・印鑑登録・転校

国保・介護保険・後期高齢者医療・国民年金

子ども手当・医療費の助成・敬老手帳など

		転出 (清田区から市外へ)	転入 (市外から清田区へ)	転居 (市内での異動)	受付窓口
住民票の変更 (住民票の異動)	住所の変更 (住民票の異動)	転出先の住所を確認の上、転出届を提出(転出前に) 届出人の氏名が確認できるもの(免許証、健康保険証など) ⇒発行する転出証明書とともに新住所地で転入の手続き	住民異動届(転入届)を提出(転入後14日以内) 前住所地で発行した転出証明書、届出人の氏名が確認できるもの(免許証、健康保険証など)	新住所地の区役所で住民異動届(区間異動・転居届)を提出(転入後14日以内) 届出人の氏名が確認できるもの(免許証、健康保険証など)	戸籍住民課 1階23番 ~27番窓口
	印鑑登録	登録は転出届により自動的に廃止されます。印鑑登録証は返還するか自分で破棄してください。	必要な方は新たに登録の手続き 登録する印鑑、本人確認ができる書類(事前にお問い合わせください)	住民異動届により自動的に住所が変更されます。	
転校(小・中学校)	在学していた学校から在学証明書と教科書給付証明書を発行してもらい、転出先で手続きをしてください。	転入学通知書(入校票)を発行します。転出前の学校で発行した在学証明書とともに転入先の学校へ提出し、手続きをしてください。			
国民健康保険	転出前に脱退の手続き、保険証の返還 印鑑、国民健康保険証、納付通知書	新たに加入の手続き(転入後14日以内) 保険料の口座振替をする方は印鑑(通帳使用印)、預金通帳	新住所地の区役所で住所変更の手続き(転入後14日以内) 印鑑、国民健康保険証		
介護保険	保険証の返還 要介護認定(申請中も含む)の方は受給資格証明書の交付の手続き 印鑑、介護保険証、納付通知書	要介護認定を受けていた方は、加入の手続き(転入後14日以内) 印鑑、受給資格証明書	新住所地の区役所で住所変更の手続き(転入後14日以内) 印鑑、介護保険証		保険年金課
後期高齢者医療	【道外へ転出する場合】 脱退の手続き、保険証の返還 印鑑、後期高齢者医療被保険者証 【道内他市町村へ転出する場合】 住所変更手続き(転入先で手続き) 印鑑、後期高齢者医療被保険者証	【道外から転入した場合】 加入申請の手続き(転入後14日以内) 負担区分証明書 【道内他市町村から転入した場合】 住所変更手続き(転入後14日以内) 印鑑、後期高齢者医療被保険者証	新住所地の区役所で住所変更の手続き(転入後14日以内) 印鑑、後期高齢者医療被保険者証		1階1番窓口
国民年金	加入者	新住所地で住所変更の手続き	手続きが必要な場合がありますので、右記窓口にご確認ください。	住所異動届により自動的に住所が変更されます。	保険年金課
	受給者	住所・支払機関変更届(はがき)を転出先の年金事務所へ郵送	住所・支払機関変更届(はがき)を、新さっぽろ年金事務所(〒004-8558 厚別区厚別中央2条6丁目4-30 ☎892-9313)へ郵送。厚生年金受給者も同様。 住所・支払機関変更届(はがき)は右記窓口にも置いてあります。		1階2番窓口
子ども手当	転出前に受給事由消滅届の提出	新たに認定の手続き 健康保険証、手当の振込先口座番号	住民異動届により自動的に住所が変更されます。		保健福祉課
児童扶養手当 特別児童扶養手当	住所変更の手続き	住所変更の手続き	新住所地の区役所で住所変更の手続き		1階8番窓口
各種医療費の助成 (子ども、ひとり親、重度障がい)	転出前に受給者証の返還 受給者証	新たに申請手続き 健康保険証、重度障がいの方は身体障害者手帳、平成22年1月1日現在居住の市町村で発行した所得証明	新住所地の区役所で住所変更の手続き 受給者証		保健福祉課 1階7番窓口
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	福祉バス、福祉タクシーチケット、自動車燃料助成券等の返還(1階6番窓口) バス、チケット、助成券など	住所変更の手続き 手帳、本人の顔写真(療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の場合)	新住所地の区役所で住所変更の手続き 手帳		保健福祉課
特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当	転出の手続き 印鑑	住所変更の手続き 印鑑、身体障害者手帳、療育手帳	新住所地の区役所で住所変更の手続き 印鑑、身体障害者手帳、療育手帳		1階5番窓口
敬老手帳 (65歳以上の方)	敬老手帳の返還 敬老手帳	新たに申請手続き 生年月日を確認できるもの(健康保険証など)	ご自分で新住所を記入してください。		保健福祉課
敬老優待乗車証 (70歳以上の方)	転出後は使用できません。 1万円単位で未使用乗車証の納入金を返還します。5月中に手続きをしてください。詳しくは右記窓口にお問い合わせください。	住民異動届(転入届)を提出した方へ8月または2月に案内通知を送付します。	そのままご利用ください。		1階6番窓口

(注)青字は届け出の際に必要なもの

引越しの際は、手続きを忘れずに行いましょう。ご不明な点は電話で確認の上、お越しください。

広告